

○大阪府医療費適正化計画推進審議会規則

平成二十四年十一月一日  
大阪府規則第百八十二号

大阪府医療費適正化計画推進審議会規則を公布する。

大阪府医療費適正化計画推進審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府医療費適正化計画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 医療を担当する者の意見を代表する者
- 三 医療を受ける立場にある者の意見を代表する者
- 四 医療保険関係団体の意見を代表する者
- 五 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二八規則八二・旧第三条繰上、平二九規則二一・一部改正)

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二八規則八二・旧第四条繰上)

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二八規則八二・旧第五条繰上)

(意見の聴取)

第五条 審議会は、必要があるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(平二八規則八二・旧第六条繰上)

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(平二八規則八二・旧第七条繰上・一部改正)

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(平二八規則八二・旧第八条繰上)

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(平二七規則五五・一部改正、平二八規則八二・旧第九条繰上)

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平二八規則八二・旧第十条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五五号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第八二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。